

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

人権は、好感・共感・親近感から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明石, 一郎 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	<a href="https://kansaignidai.repo.nii.ac.jp/records/5712">https://kansaignidai.repo.nii.ac.jp/records/5712</a>

## 人権は、好感・共感・親近感から

短期大学部教授 明石 一朗

### 【はじめに - 人権問題へのアプローチ】

人権問題論を受講する学生たちに、今までの「人権」問題に対するイメージを尋ねると、「大変重要な問題であり、一人ひとりが真剣に考え行動していかなければならない課題である」などという意見は多く見られるが、中には「厳しく、暗く、怖い」印象を持ってしまうという意識がある。いわゆる「人権への3K意識」である。人権問題に取り組む際に「建前」「縦皺」「他人事」という「3た主義」というものもある。

人権問題は重要な問題であることはわかっている、でも、「差別を無くそう」とする意識が本音ではなく「建前」に終わっていたり、人権問題というと、いつしか眉間に「縦皺」が寄ってきて、自分とは無関係なひと事、よそ事、「他人事」になってしまう現状がないかと懸念する。

それには一定の理由があると考えられる。そもそも、人権問題は「差別の現実認識」を確かにすることから始まる。そして、社会生活の中にどのような形で、何故に存在するのかを問うことから学習が展開される。しかし、そのような「重大な人権侵害問題」をどのようにして、具体的に問題解決していけばよいのかという手立てや筋道や見通しを示す「解放への展望」をはっきりさせる教育が不十分だったのではないかと思う。

同和問題は、太古の昔からあったわけではない。そして、この先、未来永劫続いていく問題でもない。日本固有の歴史的社会的関係のなかで「人為」によって生起し存続してきた問題である。

人権問題の解決をめざす教育を一言で言うなら、「人々の幸せを追求する」営みのことである。人々の幸せとは、「無病息災」「商売繁盛」「家内安全」等に表わされるように、何人も「健康で」「豊かで」「安全安心、自由に」生きることが保障されることである。逆に言えば、人権侵害とは「病氣」「貧困」

「暴力」を生むことであり、その最たるものは「戦争」である。

学校・家庭・地域から人権問題に「好感・共感・親近感」を抱くような教育内容の創造をしなければならないと強く思う。だからこそ、人々の願いと努力と英知によって必ず解決できる問題であるという「解放への展望と確信」を与える教育こそが今求められている。

### 【なぜ「3K」の人権問題なのか】

医師と教師の共通点には3つある。患者の命を守り、患者や家族との信頼関係を築き、必ず病気は良くなるという確信を持つのが医師ならば、教師も子どもの命を守り、子どもや保護者と信頼を繋ぎ、どの子どもも成長するという肯定的な人間観を持って働く。この「命」「信頼」「確信」が共通項である。

私たちは、医者にかかった時、医師から悪い病状を指摘されるだけで薬の処方さをされなかったらどうだろうか。きっと不安で心配でたまらなくなると思う。「この病気は治るのだろうか」と。人権教育においても同じことが言えるのではないだろうか。差別の現実から深く学ぶことは人権教育の前提である。しかし、「こんな差別の実態があります」「差別の厳しい現実をしっかりと知りなさい」等に終始するだけの人権教育では、「そんなに苦しくてしんどい人権問題は教えないほしい」「そっとして黙っておけば差別はなくなるのではないのか」などといった否定的な考えや気持ちしか生まれないのではないだろうか。

人権問題に対して「3た」や「3K」のイメージを持ってしまえば、「厳しい差別の現実」を強調するだけの教育に終始してきたからではないだろうか。

### 【同和問題の本質】

同和問題は、日本の歴史（中世～近世・近代）においてつくられた人権侵害問題である。差別は時代の社会経済構造等によって民衆支配の道具に利用

された。身分社会においては、経済的搾取と政治的分断が意図された。

同和問題の何が一番「悪いことなのか」と言えば、「人間の値打ちを生まれや育った地域によって決めつける」ことである。

しかし、人間の価値は、出自や育った郷里や出身地で決まらない。一人ひとりの人間を尊び、個性を大切に教育が同和教育である。同和教育の中心課題は、法の下での平等の原則に基づき、社会の中にある不合理な差別をなくし、人権尊重の精神をすべての教育活動に貫くことである。

人は法の下に平等である（日本国憲法14条）ことや教育を受ける権利（第26条）及び教育の機会均等（教育基本法第3条）等に照らして、同和地区における教育力の向上と個人の尊厳を重んじ、次代を担う子どもたちの豊かな人間性をはぐくむ教育が同和教育の内実である。

### 【好感・共感・親近感から】

「共感」「好感」「親近感」は、人権問題を考える上で重要なポイントであると考えられる。テレビのCM等に登場する有名タレントの多くは、その親しみやすさや人々に支持される人気度の高さから起用される。彼らのキャラクターが商品のイメージアップにつながり、その結果、商品がよく売れるのである。つまり、CMに必要な要素は、視聴者が対象商品に抱く「好感」「共感」「親近感」である。

この「好感」「共感」「親近感」こそ、人権教育のキーワードでもある。人権尊重社会の実現は、人々の幸福を追究する営みであり、すべての人々が人生を明るく、楽しく、前向きに生きることができる社会をつくることである。つまり、幸せを創造することが人権の営みと言える。

### 【人権教育の歩み】

今日の同和教育の取り組みは、60余年の歴史と伝統を持つ。

「今日も机にあの子がいない」という「長欠・不就学」「非行・荒れ」といっ

た子どもの厳しい実態に心を痛めた教職員が、地域や家庭に赴いて取組みを始めたのが同和教育の始まりである。子どもたちの学力向上と生活基盤の安定を迫る営みであった。

同和教育の「草創期」にあたる1950年代は、地区に居住する子どもの3人に1人が学校に行けない実態があった。その主な理由は、「親の無理解」や「本人の怠け」等とされた。しかし、実際は「差別と貧困」が子どもたちを学校から遠ざけていた。当時、同和地区の子どもの暮らしに心を寄せ、子どもの生活課題を教育内容に反映させる教育実践がすすめられた。その取り組みは、教職員が足蹴く家庭訪問をしたことから「靴減らしの教育」と言われた。そして、それらの実践から、「差別の現実から深く学ぶ」という同和教育の根本原則が確立されていったのである。

同和教育の「発展期」にあたる第2期は、1965年の同和对策審議会から出された「答申」と1969年の同和对策事業特別措置法が策定されたことを契機に国策として同和教育が推進された時期である。校舎改修や加配教職員獲得や同和教育教材集の編纂等がされた。同和教育の条件整備や教育内容等が充実されていった時期である。

現在は、同和教育から人権教育への第3期と言われる。校区に同和地区のあるなしに関わらず、同和教育をはじめとした人間尊重の教育が取り組まれている。国連人権教育10年（1994年～2004年）のスタートを期に、国際的にも同和教育が日本における人権教育の典型として認知された時期でもある。今は、同和教育が「特別な教育」でなく、「あたりまえ」の教育として認知されている。

振り返れば、同和教育は、子どもの生活実態から具体的な人権侵害問題や課題を捉え、それらの解決をめざして営まれてきた「人権教育の典型」であると言える。この間、同和教育をはじめとした人権教育の研究実践の深まりと広まりの中で、在日外国人教育、特別支援教育、男女共生教育、国際理解教育、環境教育、開発教育、情報教育等々の教育として発展し、同和問題の解決は、様々な人権問題の解決をめざす教育の営みとして推進されてきたのである。

魚という名前の「さかな」がないように、人権教育という「一般的な」名称の教育は存在しない。個別具体的教育課題を解決する教育が存在するのである。つまり、同和問題の解決をめざす人権教育が同和教育である。

## 【人間、みな平等】

人の値打ちは、出自や育った故郷で決まらない。ましてや、人の出身地などは、本人に選べない。本人の努力や頑張りや関係のないことで、その人の値打ちをつけることが偏見や差別をつくり出す。

同和教育のめざしてきたものは、人を人として尊ぶという人間尊重の精神を教育に貫くこと、子ども一人ひとりの個性を大切に、どの子どもも生き生きと幸せに暮らしていけるように自己実現力と社会貢献力をつけることである。

故郷を問うこと、お父さん・お母さんの職業を問うこと、住んでいる家の大・小を問うこと、心身の障がいのあるなしを問うこと、国籍や性別、肌の色を問うこと等は、子どもたちにとって何の関係もないことであり、本人に責任の負えないことである。

かつて、お釈迦さんも言っている。「人の生まれに、上と下はない」と…。

あるとすれば「人間の値打ちは、その人の行いで決まる」ということである。人として恥ずかしいこと、賤しいことをすれば蔑みを受ける。人は誰でも、社会的に許されないこと（例えば、人の物を盗んだり、命を殺傷したり、嘘をついて欺いたりなど）をすれば、それ相当の制裁（刑罰）を受ける。

人間の存在は、その人の行いで決まるのであって、生まれ育った故郷などで決まらない。ましてや、当事者の努力や頑張りや関係のないことで値打ちを決めつけるのはいけないことである。

そうした願いを込めて営まれてきたのが同和教育をはじめとした人権教育である。自分に自信と誇りを持つこと、自分が好きであること、そして、他人の痛みがわかり、社会に貢献できる人間を育てることが教育の使命である。

## 【差別の現実から深く学ぶ】

「同和教育をはじめとする人権教育の必要性は何処にあるのか」との問いに、子どもたちや保護者の生活背景に「差別の現実」があるからと答えねばならない。

例えば、同和教育を否定する意見に、「そういう教育をするからかえって差別が広まる」という考えがある。これは、「消防自動車が走ると火事が起きる」と言っているのと同じに聞こえる。

なぜ、街中を消防自動車が走るのか。それは、燃え盛る火の中で、大切な人命や家屋・財産等を守り救うために消火活動に駆けつけているのである。

この火災にあたるのが、差別の現実＝人権侵害である。火災がなければ消防自動車が走らないように、人権侵害という差別の現実がなければ、人権・同和教育や啓発活動が行われることはない。

また、小火（ボヤ）程度のものだとバケツリレーで消し止められる。差別問題も「昔のこと」で「高齢者が亡くなっていけば自然と無くなる」と考えていれば、人権教育や啓発活動に力が入らない。

しかし、自分の家が火事で燃えていたらどうだろう。誰も我が身にふりかかってくる問題は必死になる。人権問題も同様である。人の痛みを我が身に引き寄せて考えることで人権問題を自分の問題とすることができる。

同和教育の推進も人権侵害という「火事」を解消するためになされているのである。

また、実際に火災が発生していなくても、防火教育・予防訓練を行うように、日頃から差別が起きないように正しい理解や態度をはぐくむ教育が必要である。その場しのぎの対処療法的な教育は克服されなければならない。

## 【米国社会と人権】

アメリカ合衆国のオバマ大統領が、就任演説の中で「ほんの60年前、地元のレストランに入れなかった男を父に持つ私が…」と訴えた。ファースト

レディであるミシェル夫人は「元奴隷を先祖に持ち、幼少期はシカゴの貧民街で育つ。職業：弁護士」という経歴を明らかにした。彼らの存在は、故キング牧師と並んでマイノリティの人々の象徴になっている。

約20年前、アメリカ合衆国は、ロサンゼルス「暴動」の渦中だった。現地の実情は、アメリカ社会に横たわる「人権問題」と「経済格差」が事件の背景にあった。黒人の失業率は白人の2倍近くあり、年間所得も白人の34000ドルに対して、19000ドル（1988年、当時）。白人と黒人の結婚は、1000組中4組（1990年）という実態であった。人種的偏見が依然と根強く「我々は、人間として公正な評決を受けることができないのか」という黒人たちのやり場のない怒りが爆発したのである。ただ、病めるアメリカ社会に一条の光を見たのは、80数地域からなる多民族国家という「多様性」と、個性を重視する姿である。時の政権はいち早く声明を出し人種差別撤廃を国民に訴えた。

しかし、今も、プロバスケットボールのオーナーが人種差別発言をするなど人権問題が大きくアメリカ社会を揺さぶっている。日本においてもサッカーJリーグのサポーターによる「ジャパニーズ オンリー」と書かれた人種差別横幕やグランドへのバナナ投げ入れ事件などが続発している。今日、国際化の中で人権問題が問われている。

## 【ポジティブな視点】

同和教育をはじめとする人権教育がなぜ必要かと問われれば、率直に言って、暮らしの中に今なお人権問題が存在するからである。例えば、同和問題は、「差別される」側の人々の問題ではなく、「差別する」側の人々の課題であると言える。そして、「差別する」側の人々の意識と行動を掘り下げていけば、自分自身の「不満」や「しんどさ」をより立場の弱い者への「はげ口」として現わしていることがわかる。人権侵害は被害・加害の両者を不幸にする問題である。その意味では、校区に被差別部落がなくても同和問題と無縁な学校・園は存在しない。

人権教育は、子どもの暮らしを見つめ、社会の不合理や矛盾に目を向け、



しんどさや厳しさに負けないで、たくましく生き抜く力を培うことをめざしてきた。差別に向き合って抗いながら生きてきた地域の方への「聞き取り学習」も子どもたちに自覚と誇りを持たせる重要な学習である。また、「学びたいこと」が「教えたいこと」と結びつき、学習の必然性が子どもの生活や地域の実態を踏まえたものかどうかを検証したい。地域の「教材発掘」もかかせない。

同和地区＝「低いもの」・「同情すべきもの」・「一般とは違うもの」といった認識を転換することが重要である。差別の中にあっても人間としての誇りを持ち続けて生きてきた姿に共鳴と共感を深めたい。日本の歴史の検証から差別と貧困のみを強調する学習から「労働と生産」・「生活と文化」の創造者や担い手であったという視点への転換が明らかにされてきた。従来の「被差別部落史」観の見直しが必要である。そして、「必ず差別はなくせるもの」という展望こそが子どもたちを元気にする。

一方、人権教育を広め深めるには、差別の「痛み」や「つらさ」を共有できる集団が形成されていなければならない。仲間をつなぐには、一人ひとりの生活課題の掘り起こしが必要である。保護者の仕事や性別・国籍・障がい、住んでいる地域など、本人の努力ではどうしてもできないことで値打ちを決めつけられることはないか。そうしたことを丁寧を探っていくことで学習をすすめたい。

また、人権教育は、教職員自身の意識と行動の変革を迫る学習でもある。「差別に怒りを持たない先生に差別に怒りを持つ子どもは育たない」と肝に銘じたい。

## 【人権意識を問う】

数年前、家族旅行をした。見所満喫3泊4日の北海道旅行だった。バック旅行なので4人で合計約20万円。しかし、安いだけあって、65人乗りのバスに詰め込まれ、全長1062キロメートルを西から東へ走破する過酷な横断旅行であった。いろいろ見た。阿寒湖も見たし、屈斜路湖へも行った。屈斜路湖

へ行ったときなど、体がほとんど「クッシャロコ」だった。霧の摩周湖とはよく言ったもので、「霧だけの摩周湖」であった。あとは、お土産売場にポンポンと下ろされて試食コーナーの食べ歩きである。

「三大ガニの食べ放題」という趣向ある夕食企画もあったが、食べ放題どころか、45分1本勝負なので、毛がまといつく毛ガニに悪戦苦闘しつつ、分厚い殻にガードされたタラバガニが焼けるのにも20分待ち、「さあこれから、食べるぞ！」という時に、「はい、時間です。どうぞ、お帰りはあちら」である。お腹いっぱい食べる間もなく退場となった。一人4万6千円ポッキリだけの旅行だから仕方がない。

しかし、そんな旅行の中でも、旅先で楽しい出会いがたくさんあった。

地元の北海道の人から、「大阪の人は、おもしろいですね」と言われた。その人は、北海道から友だち3人で大阪へ遊びに行ったそうだ。大阪城を見学しているとき、

「北海道のどの辺りですか」と、聞かれたそうである。それで、

「私は、札幌です」と言うと、

「そうですか。札幌は雪祭りが有名で、白い時計台のあるきれいな町ですね」と、返事が返ってきた。

「お宅さんは、どこですか」と、2人めの人が聞かれた。

「富良野からです」と言うと、

「いやあ、見ていましたよ、北の国からのドラマ。ラベンダーの咲くきれいな美瑛の丘があり、富良野はよろしいなあ」と、うらやましがられた。3人めの人も聞かれた。

「あなたは、北海道のどちらからですか」

「網走です」と言うと、

「えっ、網走ですか。あの刑務所のある番外地のところですか」と、笑いながら言われたと言う。

網走と言えば刑務所をイメージする。これも偏見ではないかと思う。

私は、北海道へ行って、網走刑務所を初めて見た。レンガ色の屋根にクリーム色の壁。近代的な建物が川面に映えるきれいな刑務所だった。また、網走

の町はオホーツク海に面している。日本一きれいな流水が2月頃に海岸に流れ着き、一面銀世界となるそうだ。

「明石さん、一度、冬の2月に来てください。流水が流れてきて日本一綺麗ですよ。こんなに素敵な町はないのですよ」と誘われた。この旅行から網走の町のイメージが変わった。知らないということが偏見をつくる。夏は夏で、近くの原生花園にきれいな草花が咲く。

感動的な出会いとふれあいが、人間の心や認識を変える。同和問題に限らず、知らないということは一番こわいことである。だから、早く正しく知ることがいい。素敵な出会いと豊かなふれあいを重ねて子どもの経験も豊かになる。

一方、同和問題が、他人事になるのは、自分とは関係のない「よそ事」、「人ごと」と思っているからである。人権問題は、特定の限られた一部の人々の問題という認識では人権意識は高まらない。自分の体験や経験と他者の痛みを重ねてこそ、人は人権意識を高めていく。人間は学校教育において、その成長段階に応じて世の中の出来事を正しく学ぶことが重要である。正しいことを正しく学ぶ機会をもつことで人は人になる。

小学3年生は理科の授業でホウセンカを育てる。花がきれいと思うだけの子どもは、花を摘み取ることがあるが、ホウセンカが芽を出し、茎を伸ばして葉を広げ、そして花を咲かせるという、植物の成長を学んだ子どもは花を育てる。人がわかることは変わることである。ウサギが可愛いと思うだけの子どもは、なでるだけだが、ウサギにも命が宿る生き物だとわかったら、エサや水を与え、糞の始末もするようになる。わかるということは、子どもの意識と行動を高める。教育の果たす役割は大きい。

### 【身近な人権問題】

足の不自由なBさんがいた。Bさんが住んでいるマンション3階のエレベーターで、3才ぐらいの女の子の手を引いたお母さんと乗り合わせた時のこと。Bさんは、松葉杖をついている。女の子は、好奇心の塊である。Bさ

んのそれを指して、

「お母さん、おっちゃんの、あれ何？」と、聞いた。

エレベーター内の密室に3人。Bさんは、(どこの子どもか知らんけど、このマンションに住んでいる子どもかもしれないし、いい機会やから、「おっちゃんの足はね、事故で怪我してね、松葉杖ついているねんよ」)と、話そうと思っていると、お母さんが、女の子の口をおさえて

「黙っときなさい」と言って、エレベーターが1階に降りるやいなや、すうっ-と走り去っていったという。

Bさんが言うには、

「私は、少し悲しかった。お母さんは、きっと、私に遠慮なさって、何か失礼があったらあかんと思って、そうしたんだろうけど、あの時に、『そうねえ、おっちゃんに聞いてみよか』と、聞いてくれたら、『おっちゃんの足はね』と、話げできたと思う。これから、街の中で、あの女の子が、私みたいな体の不自由な人を見たとき、『人前でしゃべってはいけない人。そっとして、黙っておかないといけないこと』という偏見を持ってしまわなかつと思うと、ちよつと心が痛いのです。偏見や差別意識というのは、何気ない出会いや些細な出来事から広がっていくものかもわかりませんね」と。

また、こういう話もある。

街角でパッカー車がゴミを集めていた時のこと。その光景を見ていたお母さんの「ごくろうさま。」という一言が、側にいた子どもの豊かな労働観につながっていく。

「おじさんたちが、暑い中をこうして街や家のゴミを集めて、きれいにしてくれているから住みやすい環境があるんやで。ありがとう、ごくろうさま」などの大人の言葉と態度に子どもも笑顔になる。ところが、

「あんた、しっかり勉強せえへんかったら、あのおっちゃんみたいに、ゴミ集めの汚い仕事せなあかんのやで。しっかり勉強やって、いい仕事しいや」と言えば、どうだろうか。職業への偏見が子どもにすり込まれてしまいかねない。

「お母ちゃん、何であの町の子らと遊んだらあかんの」

「あんたは、小さいからわからんでええのや。とにかく、そこの子らと遊びなや。みんなが昔からそうしてきたんやから」

「みんなが」というところに人権問題の「社会性」がある。「昔から」というところに差別の「歴史性」がある。しかし、子どもたちは知っている。一緒に遊んでも何にもないことを…。

「世間体」という大人の意識が、どれだけ子どもたちの伸びやかで瑞々しく、やわらかい心に泥をかけていることかと残念に思うことがある。来客のもてなしや会話、食事やテレビ・新聞や本を読む態度など、様々な日常の家族の所作から、「文化」(生活様式)が子どもたちに染み込んでいく。何気ない日々の生活の中に人権課題がある。人権問題は「お茶の間から」である。

### 【差別はなくなったか】

戦後60余年、人権・同和教育の一貫したテーマが「差別の現実から深く学ぶ」ことである。1964年の国の同和対策審議会答申や1969年の同和対策事業特別措置法制定後、同和地区への環境改善や教育対策事業が実施され、2003年の特別対策法の失効により一般対策に移行して現在に至っている。

40年前の被差別部落の実態を描いたドキュメンタリー映画は、「道の狭くなるどころから同和地区がある。」というナレーションで始まったが、今は「道の広くなるどころから同和地区が続く」と揶揄されるまでに大阪府内の同和地区の環境は変化した。

しかし、公共施設や道路整備・住宅建築など、お金とコンクリートの投入できるハード面の環境は一定程度改善されたが、住民生活の差別の現実は無くなったかと言えばそうではない。

大阪府が実施した「2005年 府民人権意識調査」(満20歳以上府内在住者無作為抽出法:3675有効数)の結果によれば、「結婚に際して相手が同和地区出身かどうか気になる」は20.2%あり、「同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがある」は23.2%。具体的

な結婚に際して「相手が同和地区であるかどうか」を気にする人は5人に1人以上いることが明らかとなった。

また、「同和地区の人はこわいという話を聞いたことがある」は60.7%あり、その情報入手経路は、「友人から」(40.6%)、「家族から」(35.1%)、「近所の人から」(30.5%)、「職場の人から」(22.1%)となっている。

「同和地区の人はこわいという話を聞いたときの感想」では、「そういう見方もあるのかと思った」(62.5%)「その通りと思った」(12.2%)で、合計7割を超える肯定的な意識である。同和問題は、なお未解決な状況にあると言える。

橋下徹前知事も「結婚問題などで泣いている人はたくさんいる」と明言している。

## 【「O-157事件」】

1995年、「O-157事件」が堺市で発生した時のことである。堺市内のある小学校で感染して生死の境をさまよった子どもがいた。幸い一命を取り留めたものの体と心に大きな傷を受けた。

「あの家で感染した子どもがいるんやて」という風評が近所に広がった。すると、いつもの回覧版が最後に回ってきたりしたという。「病気がうつったらあかんから」という不安がそうさせた。

人権問題は私たちの暮らしの中に生きている。差別の「方程式」というものがある。

人々の日常生活に具体的な利害対立が生じたとき、そこに間違った偏見やデマがあると、差別言動が顕在化するというものである。多くの人々が、高い関心を持つ出来事に誤った情報が与えられると差別的な言動が生じやすいのである。

同和問題に関しては、結婚や就職等の機会に「あの人は、どこの出身だ。」となる。

先の「O-157」事件が生じたとき、家族が夏休みの旅行計画をたて、ホ

テルに予約電話をした。

「もしもし、家族旅行でお世話になりたいのですけど」

「ええ、どうぞ。それでは何名様でしょうか、お人数とお名前、ご住所をおっしゃってください」

「4名で〇〇と言います。住所は、大阪府堺市〇〇町で…」

「少し、お客様お待ち下さい。ただいま責任者と変わりますから…」

すると、しばらくして、

「お客様、大変申し訳ございませんが、たった今、当ホテルは満室になりました。またのお越しをお待ちしております」

こうしたやり取りは、他のホテルや旅館でもあったようだ。

当時、堺市というだけで、みんな「O-157」に感染しているように思われた。原因の食材としてカイワレ大根が疑われた。感染の原因だったかどうかは、今もってわかっていないが、「カイワレ大根が危ない。」という風評が人々の不安をかりたて、一時期、世間では買って食べることを避けた。

人間の心は弱い。そして、自分にふりかかる問題になると誰しも真剣になる。正しい情報に基づく判断や理解ができないと、間違った言動に走ってしまうことがある。

デマに惑わされるのである。

## 【人権侵害事象に学ぶ】

差別の現実を表すものとして人権侵害事象（事件）がある。大阪では法務局や行政・教育機関などで確認された事象件数は年間約300件に及ぶ。ほぼ一日1件の割合で生起していることになる。しかし、これらの件数は「氷山の一角」であり、顕在化してこないものを含めると、実態は2～3倍になると考えられる。

府内のC市で結婚妨害差別事件が起きたことがあった。Aさんという男性とBさんという女性が結婚を前提に交際をしていた。ところが、ある時期からAさんの自宅に無言電話や嫌がらせの手紙が幾度となく届くことになる。

手紙の一文には「あなたは大変優しく紳士的な方だけれども、調べによれば、あなたの身内に同和地区出身者がいることがわかった…。だから、あなたも同和地区出身者ということになる。Bさんとの結婚はあきらめて手を引きなさい…」という内容のものであった。

Aさんは、第三者による身元調べ差別であると決意し告発して問題が発覚した。Aさんは、人権問題に理解が深く、自身の問題を公にしたことで問題が発覚したわけだが、現実には人権問題の当事者が「泣き寝入り」をしたり、二次被害の恐れから外部機関等に言わないなど、こうした差別問題が顕在化することは難しい。しかし、実際の人権侵害事象は後を絶たない状況がある。

### 【再び身近な人権問題】

新聞チラシの中に大変問題な内容のものがあつた。内容は「夫の帰りが遅い。うそをよくつく。態度が冷たい。怒ってごまかす。金使いが荒い。連絡が取れない。夫婦の営みがない。言い訳が多い。」とあり、「こういう不審な人物がいたら調べます。調査料金が最低3万円から」と書いてあつた。興信所のチラシである。

さらに「結婚調査、身辺調査、思想調査。確かな証拠の提供、尾行、張り込み、写真撮影。業界最高の調査で皆様の期待にお応えします」とある。

このようなサービス業は問題だが、一方で営業が成り立つのは、それを必要としている人間がいるからである。

例えば、成人した子どものいる家庭で、このようなチラシを見た時、「お父さん、早く帰って来てくれてよかったわ。今日、いいチラシが入ってたんや。まあ見てよ。この頃、娘に電話がしょっちゅうかかってくる彼氏のことやけど、結婚話でややこしいことがあつたらあかんから、彼の身元を調べといってもらへん？」

「まだ、そこまでせんでもええがな。これからどうなるかもわからへんし」「そやけど…。何かの時にいるかわからへんから、筆筒の引き出しにしまつときますよ」などという家族の会話がないだらうか。



ある学校で「もしもし、校長先生おられますか?」と、電話があった。校長自身が受話器を取って「ご用件をおっしゃってください」と、たずねたら、「校長先生をお願いします」と言う。校長は重ねて「ご用件をおっしゃってください」と、言うと、

「だから、校長先生をお願いします!」と、語気強く言うので、

「私が〇〇小学校の校長ですが」と言ったという話がある。

その学校の校長は女性だったのである。電話の相手は「校長は男」という固定観念があるので、応対に出た女性校長の声を聞いて学校長と思わなかったらしい。世間には、こういう「決めつけ」や「思い込み」が多い。

国技館で「全国ちびっこ子大相撲選手権大会」が開催された時、全国各地から勝ち抜いたちびっこチャンピオンの中に女の子の横綱もいたが、「土俵の上には、女の子はだめ」と言われ最終的に出られなかったという。

## 【肌色】

20数年前のことである。HREネットワーク (Human Rights Education Network) 主催の「第1回 日米人権教育交流研修ツワァー」に参加した。(このスタディーツワァーには、本学の網倉尚武名誉教授や角野茂樹教授も参加されていた)

研修では、アメリカ合衆国で人権教育に携わるバーバラ・フィンケルシュタイン教授 (メリーランド大学) にお会いすることも楽しみの一つだった。合衆国東部のワシントンDCから北アメリカ大陸を飛行機で4時間かけて横断し、旅の後半は、西海岸のカリフォルニア州を中心としたバークレイ市を訪れた時のことである。

「アメリカでは、絵の色彩に肌色ってありますか?」

突然の私の質問に地元の人は、少し困惑気味に、

「アメリカには、肌色という色はない」と、きっぱり言った。

私たち日本人は、「肌色」と言えば、ある一つの色を思い浮かべる。しかし、アメリカ合衆国は「多民族国家」だから、白から黒から様々な人種の肌色が

あって、一つの色に表せない。もともと「肌色」という概念がないのである。

「違いを豊かに生きる」というのがアメリカのスタイルであり、そうした考えがくらしの前提にある。日本は「みんな同じ」が生活様式の基本になっている。島国からなる日本国の文化・伝統といった背景がその違いを生んでいるのかもしれない。

最近では、「肌の色を一色に限定するのは、異なる肌の色への差別につながるのではないか」という声を反映して、大手メーカーの「ぺんてる」が、平成10年秋から、クレヨンや絵の具の「肌色」を「パールオレンジ」という呼称に変更した。パール (pale) は「薄い」、 「パールオレンジ」は「薄いオレンジ色」という意味である。

文具業界では、色の名称はそれぞれの判断としているが、文部科学省は、「外国人の児童がたくさんいる時代。人間の肌色を限定するような名称は変えていったほうがいい」と変更の動きに期待している。顔を「肌色」という一つの色で塗るような教えを改めることも人権教育の課題である。

ノーベル平和賞を受賞したデズモンド・ツツ司教が、「ふるさとの南アフリカ共和国では、私に選挙権がない」と、話したことがあった。当時、「アパルトヘイト」という人種隔離政策があったからである。彼が来日したとき、

「みなさん、もし、日本で背丈が175センチ以上なければ、成人者に選挙権を与えないという法律ができたらどう思いますか」「背の高い低いに選挙権は関係ないように、人間の肌色によって選挙権の有無を決めるのは、おかしいことです」と、毅然と演説した。肌の色で人間の値打ちは決まらない。

## 【最後に】

雨が降っているとき傘が開かないと意味がないように、どんなに重要で大切なことでも人々の心が開いていないと染み込んでいかない。作家の井上ひさしさんは生前、「難しいことは易しく、易しいことは深く、深めたことは愉快に、愉快なことはまじめに」書くように努力したと語っている。

人権教育もそうだと思う。誰もが人権問題を自分のこととして考え行動す

るには「好感・共感・親近感」を抱くことが必要である。では、差別解消に向けた人権教育を進めていくにはどうすればよいのだろうか。

差別解消の展望や見通しは、次の3つのことが大切であると考ええる。

1つめは、素敵な出会いと豊かなふれあいをたくさん体験することである。USJ（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）に子どもが「行きたい！」と言った時、父母が「あんなん恐ろしいもん、よう作ったなあ、お母さん」「ほんまやな、お父さん。みんな騙されて行っているけど、行ったら最後、二度と帰ってこられへんのやって」。それを聞いた子どもは「USJって怖いとこなんや…」と信じてしまう。ところが、学校で友だちが「USJ楽しかった！面白かった！」と啓発し、「USJは、楽しいところなんや」と、子どもは気づいてしまう。素敵な出会いとふれあいを豊かにすると、本当のことが見えてくる。人権問題も同じことが言える。

2つめは、人権問題を自分自身に引き寄せて考え行動することである。

差別は「ひと事、よそ事、他人事」だと遠い。病気になってはじめて健康の尊さが分かるように、人は我が事となって初めて身近な問題となる。そのためには、各人の人権課題を見つめ重ね合わせることが重要だ。

3つめは、正しく学ぶことである。わかるということが人を賢くする。人権問題も正しいことを学ばなければ、間違った考えや風評やデマに騙される。

大学においても学生と素敵な出会いや豊かなふれあいを重ね、一人ひとりが人権問題を我が身に引き寄せて考え行動し、教育の場で正しく学ぶことを通して、差別は必ず無くすことができるという確信を持つとき、「好感・共感・親近感」のある人権教育が充実・発展していくものと考ええる。

#### 《参考文献資料等》

- ・『大阪の先生は元気です！』明石一郎（近畿出版印刷2013年）
- ・『心の窓を少し拓いて』明石一郎（近畿出版印刷2012年）
- ・『子どもは毎日が旬』明石一郎（解放出版社2009年）
- ・『大阪は教育をどう変えようとしているのか』明石一郎、角野茂樹、他（明治図書2005年）

人権は、好感・共感・親近感から

- ・『人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）』（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議：2008年3月）
- ・『同和対策審議会答申』（内閣府：1965年8月）
- ・『大阪府同和対策審議会答申』（大阪府：2001年3月）
- ・『全国同和教育研究大会報告書集』第1回～60回（全国同和教育研究協議会：1953年～2008年）
- ・『人権問題に関する府民意識調査報告書』（大阪府：2005年、2011年）